東浦町子ども文化芸術体験支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、子どもが文化芸術に触れる機会を創出するため、文化芸術体験をした町内在住の子どもに図書カードを給付する、子ども文化芸術体験支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、文化芸術とは、音楽、美術、演劇、舞踊等の芸術、映画等のメディア芸術、雅楽、能楽等の伝統芸能、講談、落語等の芸能その他これらに類するものをいう。

（対象者）

第３条　本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）町内に住所を有する中学生以下の子どもであること。

（２）次条に規定する対象文化芸術を鑑賞したものであること。

（対象文化芸術）

第４条　本事業の対象となる文化芸術（以下「対象文化芸術」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）東浦町、愛知県、半田市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、南知多町、美浜町又は武豊町が設置する公共施設で開催されるものであること。

（２）愛知県、市町村、愛知県教育委員会又は市町村教育委員会が主催、共催又は後援するものであること。

（３）申請日の属する年度に開催されるものであること。

（４）鑑賞に要するチケットの購入価格の合計額が 1,000 円以上であること。

（図書カードの額等）

第５条　給付する図書カードの額は、1,000 円分とする。

２　図書カードの給付は、同一年度において、対象者につき１回限りとする。

（給付の申請）

第６条　図書カードの給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、対象文化芸術の鑑賞後、鑑賞日の属する年度の３月末日までに、東浦町子ども文化芸術体験支援事業申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

（１）対象文化芸術の鑑賞に係るチケットの写し（電子チケットの場合にあっては、当該電子チケットを表示した画面の写し）

（２）対象者の身分証明書の写し

（図書カードの給付）

第７条　町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、図書カードを給付することを決定したときは図書カードを申請者に給付するものと

し、図書カードの給付をしないことを決定したときは東浦町子ども文化芸術体験支援事業不給付決定通知書（様式第２）により申請者に通知するものとする。

（不正利得の返還）

第８条　町長は、偽りその他不正の手段により図書カードの給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた図書カード（図書カードが使用済みであった場合にあっては既に使用した額）の返還を求めるものとする。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は町長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行し、同日以後に対象者が鑑賞した対象文化芸術について適用する。

附　則

１　この要綱は、令和８年９月 24 日から施行する。

２　この要綱による改正後の東浦町子ども文化芸術体験支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

様式第１（第６条関係）

東浦町子ども文化芸術体験支援事業申請書

年　　月　　日

東浦町長

（申請者）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

東浦町子ども文化芸術体験支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

対象者			購入したチケット		備考
フリガナ 氏　名	生年月日	申請者との関係	鑑賞年月日	購入価格	
	年　月　日		年　月　日	円	
	年　月　日		年　月　日	円	
	年　月　日		年　月　日	円	
	年　月　日		年　月　日	円	

添付書類

様式第２（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

東浦町子ども文化芸術体験支援事業不給付決定通知書

様

東浦町長

年　　月　　日付けで申請のありました東浦町子ども文化芸術体験支援事業について、審査の結果、不給付とすることを決定したので通知します。

不給付の理由